



2020年版「特許調査のセオリー」と2026年最新動向 の総合比較レポート

はじめに：2020年当時の前提と2026年の変化概要

2020年に出版された『侵害予防調査と無効資料調査のノウハウ～特許調査のセオリー～』では、当時の特許制度や調査技法を前提に、他社特許の侵害予防検索（いわゆるフリーダム・トゥ・オペレート調査）や無効資料検索（特許無効化のための先行技術調査）の理論とノウハウが解説されていました。ところが、それから約6年が経過した2026年1月時点では、特許法の改正、審査基準の改訂、重要判例の蓄積、そして検索ツールおよびAI技術の進展によって、当時の前提から実務環境が大きく様変わりしています。本レポートでは、2020年当時の主張・前提と2026年現在の状況を対比し、各分野の最新知見をアップデートします。以下に主要な項目の変更点をまとめた比較表を示します。

項目	2020年当時	2026年時点
特許権の権利回復要件	手続き徒過後の救済には「正当な理由」が必要 ^① 。救済認容率は非常に低かった。	2023年法改正で「故意でないこと」に緩和 ^① 。過失で期限徒過した場合でも容易に権利回復可能（2023/4/1施行）。
属地主義の解釈（海外サーバ問題）	特許侵害行為の一部が国外で行われる場合、属地主義原則により日本特許権の効力が及ばず侵害不成立となると考えられていた。	2025年最高裁判決で再解釈。 ^② 海外サーバ経由のサービスでも全体として実質的に日本国内で提供されるなら日本特許権が及ぶと判断（ドワンゴ対FC2事件）。
秘密特許制度（出願非公開）	なし。発明の国家安全保障上の機微情報も原則公開されていた。	2024年施行の経済安保法により特許出願の非公開制度導入 ^③ 。該当技術は「保全指定」で出願公開や特許付与を停止、内容公開や実施も禁止。
AI・IoT関連の審査基準	明示的ガイダンスは少なく、AI・IoT発明の特許要件判断が不透明な面もあった。	特許庁がAI・IoT事例を審査基準に反映。 発明該当性・進歩性・記載要件 などのポイントを漫画等で解説 ^④ し、留意点（データ特徴や効果等）を提示。
マルチマルチクレーム（複数の多項從属クレームを引用する請求項）	日本では許容。多項從属を重ねた請求項も出願可能で、審査で実質判断されていた。	2022年4月以降の出願から禁止 ^⑤ 。マルチマルチ請求項があると新規性・進歩性等は審査されず違反で拒絶。出願人は早期に補正除去が必要 ^⑥ 。
均等論の数値限定発明	数値範囲を含む特許請求の範囲では、従来その数値は本質要素と解釈され、範囲外の数値は均等侵害を認めにくかった。	2025年知財高裁は初めて「数値=本質ではない」場合があり得ると示唆 ^⑦ （数値差0.01%程度なら第1要件充足）が、結局意識的除外の第5要件違反で不成立 ^⑧ （日本触媒v.カネカ事件）。

項目	2020年当時	2026年時点
特許調査ツール	J-PlatPat中心。機能は基本検索と簡易分析程度。AI活用は未成熟。	J-PlatPat機能拡充：検索履歴を利用した絞込みや結果ランキング分析機能 ⁹ 、外国文献翻訳強化などを追加。生成AIが特許調査に本格活用され始め、検索式作成・予備調査を高速化 ¹⁰ 。

上記のように、この6年間で特許法制・審査運用や検索技術に大きなアップデートがありました。以下、各項目について詳しく解説し、実務への影響と対応戦略を提言します。

特許法の主な改正動向（2020～2026年）

権利回復要件の緩和（2021年改正法→2023年施行）

2020年当時、日本の特許制度では、手続き期限の超過（例えば出願審査請求や年次費用の納付忘れ等）により特許権や出願が消滅した場合、その回復申請が認められるためには厳格な「正当な理由」が必要でした。特許庁はこの「正当な理由」を非常に限定的に解釈していたため、回復申請の認容率はわずか10～20%程度と主要国と比べ突出して低く、多くの場合救済されませんでした¹¹。このため当時の実務では「いったん権利喪失したらまず復活不可」と考え、期限管理には細心の注意が払われていました。

しかし**2021年改正特許法**（令和3年法42号）により、この要件が緩和されました¹。新制度では「手続き過が故意でないこと」さえ示せれば回復申請が可能となり（不注意や過失で期限を失った場合でも救済対象）、2023年4月1日から適用されています¹。具体的には、例えばうっかりミスで年金納付を忘れて特許権が消滅した場合でも、故意でなければ一定期間内に所定の手数料を納付して回復申請ができます。この緩和措置により、日本だけ権利喪失となる事態を避け、各国で統一的に権利保護を図りやすくなりました¹²。

実務への影響：2026年現在、企業の知財管理担当者や特許事務所は、期限超過後でも諦めずに回復申請を検討するようになっています。2020年当時の常識では「期限切れ=権利喪失確定」でしたが、今は故意でない限り救済余地ありと理解すべきです。したがって他社特許の調査でも、「一度維持年金切れで消滅した特許だから安心」という判断は危険です。**6ヶ月の猶予期間内**（＊具体的な期間は規定あり）に回復される可能性があるため、競合の権利放棄が戦略的か過失かを見極め、過失の可能性が高ければ一定期間は様子を見る対応が必要でしょう。また、自社の権利管理では期限管理の徹底は変わらず重要ですが、万一本が起きたとしても速やかに回復手続きを取ることで権利を維持できるようになった点を踏まえ、**社内手続に回復制度の利用フローを整備しておくことが望れます**。

属地主義の再解釈と国際的侵害行為への対応（ドワンゴ対FC2事件）

属地主義（特許権の地域的限定原則）とは、「各国の特許権はその国の領域内でのみ効力を持つ」という国際特許制度の大原則です¹³。2020年当時、この原則は厳格に解釈されており、例えば**発明の実施行行為の一部が国外で行われている場合**、それだけで「日本国内での実施」要件を満たさず**特許権侵害は成立しない**との見解が一般的でした。インターネット関連発明では、サービスの一部（サーバ等）を海外に置くことで**日本の特許を回避**できる抜け道が指摘され、実際企業もそのような構成でリスク低減を図る例がありました。

しかし、**2025年3月3日**、最高裁第二小法廷（令和7年）において、この属地主義解釈に一石を投じる重要判決（いわゆる**ドワンゴ対FC2事件**の判決）が出されました¹⁴。この事件では、日本企業ドワンゴの特許（ニコニコ動画のコメント表示関連技術）を、FC2社が運営する動画配信サービス（コメント付き動画：サーバは海外設置）が侵害するかが争点でした¹⁵。一審では「サーバが海外にあるので日本国内での実施とは認められない」として侵害否定されました¹⁶。しかし知財高裁大合議および最高裁は逆の結論を出しています。最高裁判決理由は端的に言えば以下のとおりです。

「インターネット経由で海外から提供されるプログラム等でも、行為全体を実質的に見て日本国内における提供と評価できる場合には、日本の特許権の効力が及ぶ」¹⁷

すなわち、サービスの一部が海外サーバで提供されても、ユーザーが日本国内で受けるサービスの実態に着目し、技術的・経済的に見て国内で完結していると評価できるなら、日本特許権侵害を認めてよいとの判断基準が示されたのです²。この最高裁の新判断により、「サーバを国外に設置しさえすれば特許侵害責任を免れ得る」という従来の考えは否定されました^{18 19}。

実務への影響: 本判決はインターネットビジネスにおける特許リスク評価に大きな影響を与えています。ポイントは、「部分的に国外実施だから安全」は通用しなくなったことです¹⁹。例えば2020年時点では、他社特許を回避するために「あえてサーバを海外に置く」「処理の一部を国外拠点で行う」といった対策を考えられていました。しかし2026年現在、こうした対策だけでは不十分です。**サービス全体として日本ユーザー向けに提供されれば、日本特許権侵害リスクは残存します。**したがって企業は以下の対応策が必要です。

- ・**侵害予防調査の見直し:** 他社特許クリアランス時には、システム構成中の国外要素があっても安心せず、全体として日本国内で効果を発揮していないかを検討します。特にネットサービス企業は、自社サービスのデータフローを俯瞰し、日本ユーザーへの提供形態が国内実施と評価されうる部分がないかチェックすべきです。場合によっては**海外拠点のみへの提供**に限定する、あるいは日本特許を回避できないと判断したら**ライセンス交渉**に切り替える決断も必要でしょう。
- ・**特許取得戦略:** この判例は特許権者側にも有利です。自社がネットワーク発明の特許権者である場合、たとえ侵害者がサーバ等を海外に置いても日本国内でサービス提供していれば差止め・賠償請求可能となりました。したがって国内ユーザー対象のサービス特許については積極的に権利行使を検討できます。また他国でも類似の問題が生じており、中国・韓国でも同様に属地主義を緩やかに解釈する司法判断が出ています²⁰。グローバルにサービスを展開する企業は、日本だけでなく各国の判例動向を注視し、どの国の特許で権利主張され得るかを評価する必要があります。
- ・**契約・法務面:** クラウドサービス提供契約などでは、データサーバの設置場所や管轄法を定めることができます。本判決を受け、仮に「サービス提供国の特許法準拠」と契約していても、属地主義解釈次第で責任追及され得るため、**法律リスクの織込み**が必要です。社内法務部門は技術者と協力し、システムのどの部分がどの国で稼働しているか常に把握・記録しておくことが求められます。

「秘密特許」（特許出願の非公開）制度の新設

国家安全保障に関わる発明について、その内容を公開しないまま保護する制度、いわゆる「秘密特許」制度が日本でも導入されました。2020年当時の日本にはこうした制度は存在せず、どんな発明でも出願から1年6ヶ月後には公開される（公開特許公報として世間に知られる）建前でした。防衛関連や先端技術でも一律公開されていたため、企業によっては**発明を敢えて秘匿して特許出願しない**（公開されたくない情報は特許にしない）選択も取られていました。

2022年成立の経済安全保障推進法に基づき、2024年5月1日から「特定発明の非公開制度」がスタートしました³。具体的には、出願明細書等に「公にすることで国家・国民の安全を損なうおそれが大きい発明」が含まれる場合、内閣総理大臣がその出願を「保全指定」し、出願の公開や特許査定・拒絶査定の手続きを一時留保します³。留保中は、発明内容の開示（口外・公表）は一切禁止され、出願人が勝手に出願取下げて内容を外に出すことも禁じられます³。国が発明を**秘密管理**しつつ、一定の場合には出願人への補償も行う仕組みです。対象技術分野は政令で定められており、量子技術、先端半導体、宇宙・軍事関連などが挙げられています。

実務への影響: 秘密特許制度の導入により、特許調査にも新たな前提条件が生じました。具体的には：

- **調査漏れリスク:** 従来、特許調査では公開特許公報データベース（J-PlatPat等）に載っている情報を洗えば網羅的とされてきました。しかし2024年以降、一部の重要発明が公開されずデータベースにも載らない可能性があります。したがって競合技術の調査・パテントマップ作成時には、「該当分野で秘密指定されている出願が存在し得る」ことを念頭に置く必要があります。公開情報だけで特許動向を判断すると見落としが生じるかもしれません。特に軍事・安全保障関連分野では「**非公開特許が氷山の一角として潜んでいる可能性**」を経営層に説明し、調査結果の限界を注意喚起すべきです。
- **自社出願戦略:** 自社が秘密特許指定される技術（防衛・暗号・先端AI等）を開発した場合、特許出願すると長期間権利化できず公開もされないリスクがあります。指定中は発明を実施することも制限されるため^③、事業計画に影響が及びます。したがって該当技術については出願前に**秘密指定の可能性評価**を行い、必要なら戦略的に出願を控える、あるいは一部内容を秘匿したクレームにするなど工夫が必要です。また、もし指定された場合に備え、国からの補償制度（損失補償）を理解し、権利化できない期間のビジネス対応（ライセンス供与もできないため自社内限定利用など）を検討することになります。
- **情報管理:** 保全指定を受けた出願内容は極めて厳重に扱う必要があります。社内でもアクセス権を限定し、漏洩防止策を講じることが義務付けられています^④（該当ガイドラインあり）。このため、特許出願プロセスにセキュリティクリアランス的な要素が入り、知財部門と情報セキュリティ部門の連携が一段と重要となりました。一般的の公開前提の特許とは異なる運用となるため、2020年当時の「特許は18ヶ月で公開されるもの」という常識は一部崩れています。

以上、特許法関連では他にも**侵害訴訟での第三者意見書制度（アミカスブリーフ）導入**など細かな改正もありました^②が、ここでは特に調査実務へ影響の大きい項目に絞って解説しました。

改訂された審査基準・運用（AI・IoT、クレーム形式制限ほか）

AI・IoT関連発明に対する審査基準の明確化

AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）分野の発明が増大する中、特許庁は従来の審査基準では対応しづらい新技術に対し、ケーススタディや運用ガイドの整備を進めてきました。特に2021年前後から、「**AI・IoTに関する審査ガイドライン**」が公開され、審査官のみならず出願人にもわかりやすく周知されています。2021年4月には、特許庁が世界に先駆けて**漫画形式でAI・IoTの審査基準の考え方を解説する資料**を開設^④、話題となりました。これは専門家でない人にも審査基準への関心を持ってもらう試みで、**発明該当性（適格性）・新規性・進歩性・記載要件**について一般論と**AI・IoT特有の注意点**を具体事例で説明しています^④。例えば、AI関連発明では「学習モデルそのものは数学的方法だが、適用分野によって技術的意義を持つ場合は**発明該当性あり**」といった判断や、IoT発明では「従来技術との組み合わせによる顕著な効果」の有無など、ケースごとの評価ポイントが示されています^{②2}。

また、ビジネス関連発明と同様に、AIを使った発明でも「課題解決にAIをどう適用したか」が進歩性判断の肝となることや、**学習データやアルゴリズムの記載**が不十分だとサポート要件違反になる可能性など、留意事項が共有されています。さらに3Dプリンターや自動運転等の新分野についても逐次ハンドブックや事例集が公開され、**審査基準そのものも改訂**が行われました。

実務への影響: 2026年現在、AI・IoT関連の特許出願・調査において次の点に注意が必要です。

- **明確なクレーム記載:** AI発明では、単に「AIを用いて○○する」だけでは発明の具体性が足りず拒絶されるケースがあります。2020年頃には試行錯誤だった分野ですが、現在は特許庁が公表した事例を参考に、**アルゴリズムの流れや装置との連携**を具体的に記載するのがセオリーです。調査の観点でも、

キーワードとして単に「AI」ではなく、そのAIが適用される技術分野の専門用語や、機械学習の種類（ディープラーニング、SVM等）を織り交ぜるなど、より専門的な視点で検索式を構築する必要があります。審査基準の具体例を読むことで、検索すべきクレームのパターンや明細書中のキーワードのヒントが得られるでしょう。

- ・**進歩性アプローチ:** AI・IoT発明は従来技術との組み合わせで成り立つことが多く、進歩性否定が課題です。しかし審査基準では「ビッグデータの活用等で新たな効果が生まれていれば進歩性肯定し得る」との示唆もあります²²。調査者としては、進歩性を評価する際にデータ規模やリアルタイム性による効果に着目したり、用途の非自明性（AIをこの分野に適用する動機づけがあったか）などを検討する視点が重要です。これは2020年当時の画一的な三段論法的判断から進化したポイントです。
- ・**初心者への配慮:** 本レポートの読者には初心者も含まれます。AI・IoTと聞くと難しく思えますが、特許庁の漫画資料など平易な解説が公開されている今、まずそれらを読むことをお勧めします。専門用語も図解付きで説明されており、審査基準を親しみやすく学べます²⁴。新人実務者が最新ガイドラインにアクセスしやすい環境が整った点も、2026年ならではの利点です。

マルチマルチクレームの禁止（2022年運用変更）

「マルチマルチクレーム」とは、一つ以上の多項従属クレーム（マルチクレーム）を引用している特許請求項のことです⁵。例えば「請求項1または2に従属する請求項3」のように、請求項3が複数の従属先（1および2）を持ち、かつその従属先請求項（1や2）がそれ自体マルチクレームである場合を指します。このマルチマルチ形式は、日本では長年許容されてきましたが、国際調和や審査効率の観点から問題視され、2022年4月1日以降の特許出願で禁止されました⁵。

新ルールでは、出願時にマルチマルチクレームが含まれていると、特許法36条6項4号違反として拒絶理由になります²³。しかも恐ろしいことに、マルチマルチ違反のクレームについては他の特許要件（新規性・進歩性・明確性など）の審査自体を行わない運用です²⁴。違反を解消する補正をしない限り実質審査に入らず、審査はストップします。さらにマルチマルチを引用している派生クレーム（シングル従属でも引用元が違反なら）も同様に審査されません²⁴。

例: 2022年5月に出願した特許で請求項5が「請求項1または2に記載の発明。...」という形式だった場合、これは多項従属(2)をさらに引用しているのでマルチマルチです。審査官は拒絶理由を通知し、出願人が請求項5を削除・書き直ししない限り、新規性など中身の検討をしません。最終的に補正しないままで、そのクレームについては無審査で拒絶確定となります。

実務への影響: この変更は特許明細書の書き方と調査時のクレーム解釈に影響します。

- ・**ドラフティング対応:** 日本出願では2022年4月以降、マルチマルチ構成は禁止と心得てください⁵。PCT経由であっても国内移行時に請求項を書き換える必要があります。出願人・代理人は、最初の審査請求前（できれば出願時）にマルチマルチを排除するようにしないと、無駄な拒絶対応で時間と費用を浪費します⁶。特許調査をする際も、2022年以降の日本公開特許にはマルチマルチ形式のクレームは存在しないはずなので、クレーム解釈の際に複雑な従属関係を追う手間が減るという利点があります。逆に2022年以前の特許や、外国（米国などまだ許容している国）の特許を調べる場合は、引き続きマルチマルチ構成に注意が必要です。
- ・**審査実務:** マルチマルチを誤って含めて出願してしまった場合、審査官はまずその点のみ指摘し他の実体審査に入りません。最終拒絶理由通知も一回で終わる場合があり、応答時の補正も制限されます²⁵。したがって代理人は一次応答で確実にマルチマルチを解消することが求められます。国際調和の観点では、欧州特許庁(EPO)などは以前からマルチマルチ不可でしたので、欧州向け出願との共通

出願戦略を立てやすくなった反面、日本独自で許されていた柔軟な請求項構成が使えなくなったとも言えます。

- ・**調査時の視点:** フリードム・トゥ・オペレート調査の際、他社特許の請求項を分析する中で、2022年以降の出願なら過度に複雑な従属関係は無いと考えられます。もしそれ以前の特許でマルチマルチクレームがある場合、調査段階で「このクレームは審査されてなかった可能性」も評価材料になります（極端に広範なマルチマルチクレームは審査官がスルーしていた可能性があり、真に危険なのは別のクレームだった等）。もっとも公開段階では2022年以降出願でもマルチマルチが載っていることもありますので、**発明の技術的範囲を正確に把握するには、最終的に成立した請求項**（登録公報や特許請求の範囲の補正状況）を確認する習慣が重要です。

その他の審査・運用トピック

上記以外にも近年の審査基準・実務運用の変更点として、以下のようなものがあります。

- ・**意見書のWeb提出や口頭審理オンライン化:** 手続き面では電子化・オンライン化が進み、2020年頃に紙中心だった特許庁手続も、2026年現在では審判の口頭審理をオンライン開催したり、審査での面接もWeb会議で行うケースが一般化しました。調査段階でも、審判の公聴会資料や口頭記録がオンラインで参照可能になるなど、情報収集経路が拡大しています。
- ・**特許分類の改訂:** 技術の進展に合わせ国際特許分類(IPC)やFI分類も毎年改訂されています。例えばAI関連ではクラスG06Nが細分化され、新たな分類記号が増えました。調査担当者は最新の分類体系を把握し、古い分類記号だけで検索漏れしないよう留意が必要です。
- ・**特許審査ハイウェイ(PPH)や早期審査:** 早期審査制度の対象が拡充され、ベンチャー企業の資金調達用特許やSDGs関連発明なども早期審査申請可能になっています。これにより、他社の公開特許を調査する際、その技術分野が重要であれば予想以上に早く特許査定されている可能性があります。公開公報だけでなく、登録公報やINPADOCの法的状況情報も確認しましょう。

以上、審査基準と特許庁の運用に関するアップデートを解説しました。続いて、調査実務に影響を与える主要判例のアップデートについて述べます。

主要判例から読み解く最新の特許実務動向

ドワンゴ対FC2事件（最高裁令和7年3月3日判決）－前述 属地主義緩和の具体例

前述の**ドワンゴ対FC2事件**は、国境をまたぐインターネットサービスに日本の特許権が及ぶかを巡り、最高裁が新たな判断基準を示した画期的判例です¹⁷。既に属地主義再解釈の項で詳細を述べたため繰り返しませんが、この判例は「技術的・経済的一体性」が侵害認定の鍵であることを示しました。最高裁は法文上の「国内での実施」要件を形式的に捉えず、サービス提供の全体を評価しています。例えば、サーバが海外にあってもユーザー体験が国内のそれと同一で、日本国内に効果が発現しているなら、それは「国内実施」と評価され得るということです²。

企業実務のポイント:

- 他社特許侵害回避策として海外に装置を置くことの有効性が低下しました¹⁹。企画段階から特許クリアランスを行い、「一部を海外運用にすれば大丈夫」といった安易な判断を避けるべきです。特にITサービスでは法的リスク評価に法務・知財部門だけでなくシステム部門も加わり、サービス設計と特許侵害要件のすり合わせが重要になります。
- 他社サービスを監視する企業（権利者側）にとっては、侵害立証のハードルが下がりました。以前は「相手が海外サーバを使っているので権利行使は難しい」と諦めていたケースでも、現在

はログ解析やユーザー所在地の証拠を揃えることで侵害を主張できる可能性があります。海外所在の一部構成要素にも目を配りつつ、全体のサービス提供フローを証拠として押さえる調査が求められます。

日本触媒 v. カネカ事件（知財高裁令和6年(ネ)10026号, 2024年判決）－数値限定発明の均等論

「均等論の第1要件（本質的部分ではないこと）」と「第5要件（意識的除外等の特段の事情がないこと）」に関し、日本の裁判所が数値限定発明について判断を下した興味深い事例です。発明は紫外線吸収剤に関するもので、特許請求の範囲に「分子量700以上」との下限値が記載されていました²⁶。被告製品の分子量は699.918とごく僅かに700を下回っていたため、まず文言侵害は明らかに否定されました（699.918は四捨五入しても700ではなく、「700以上」を満たさない）²⁷。ここで原告（日本触媒）は、「700という値には切りの良さ以上の意味はなく、699.9との差は発明の本質ではない」と主張して**均等侵害**を訴えました。

知的財産高等裁判所は、この主張に対し以下のように判断しています。

- ・**均等論第1要件:** 本件数値（700）は臨界的意義を持つわけではなく、発明の作用効果との関係では「699.918」と「700」に実質的差異はないと認定しました²⁸。したがって「分子量700以上」という構成要件の相違は発明の本質的部分ではない=第1要件充足と判断しています²⁸。日本の裁判で数値限定につき第1要件を肯定したのはこれが初めてと報じられています²⁹。
- ・**均等論第5要件:** しかし同時に裁判所は、「700以上と整数值で区切ったのは出願人が意図的に選択した技術的範囲の線引きであり、0.00001でも下回れば範囲外になることを出願人自身が了承したものと見るべきだ」と述べました³⁰。つまり、特許請求の範囲で明確に700という閾値を定めた以上、699台を含めないと出願人が意図的に除外したと客観的に認められるため、第5要件（意識的除外がないこと）を満たさないと判断しました³⁰。結果として**均等不成立**となり、原告の請求は棄却されています³⁰。

この判決は、「特許請求の範囲は権利の公示書である」という原則を改めて強調するものです³¹。発明者が敢えて数値で明確に境界線を引いたのであれば、その線より外側を後から覆い尽くそうとしても許されないという考え方です。一方で、数値限定発明でも場合によっては本質的部分ではない（第1要件〇）と認められ得ることを示した点で、均等論適用の僅かな拡張余地もうかがえます。

実務への影響:

- **クレームドラフトの戦略:** 発明者・代理人は数値範囲をクレームに入れる際、**その数値に特別な意味があるか（臨界的意義）**をよく検討すべきです。もし「キリの良い値だから」といった理由だけで設定した閾値であれば、将来その直下の値に逃れられるリスクがあります。この判例では出願人が699.5以上等と書けたのに書かなかつたことが仇となりました³²。したがってドラフティング段階で、必要に応じて**端数処理や測定方法の断り書き**を明細書に記載する、あるいは閾値付近も網羅するクレームを別途用意するなどの対策を考えられます。例えば「700以上」というクレームと併せて「690以上」といった広めのクレームも用意することで、迂回を困難にすることも戦略です。

- ・**侵害予防調査での留意:** 他社特許の数値限定クレームを検討する際、「僅かなオーバー/アンダーなら大丈夫」と安易に判断してはいけません。今回の判例では699.918は侵害非該当でしたが、それは出願人が明確に切り捨てていたからであり、**ケースによっては僅差でも均等侵害が成立する余地**が将来出てくる可能性も否定できません（本件は第5要件で救われただけとも言えます）。逆に言えば、特許権者側からは**数値限定を厳密に守らない実施例**にも攻撃を試みる道が開けました。特に臨界的意義のない数値限定（発明の効果がその閾値前後で変わらない場合）では、第1要件を充足しうることが明確になったためです。

- **実験データと明細書記載:** 数値限定発明の有効性を担保するには、明細書中に**その数値の臨界効果や数値範囲の技術的意義**を記載しておくことが重要です。これにより、第5要件で「意図的除外」の主張を跳ね返せる可能性が高まります。2020年当時も数値限定の記載は重要視されていましたが、本件判決で改めて明確になったため、より慎重な明細書作成が求められます。無効資料調査の面でも、**臨界的意義を裏付ける実験データが欠如した特許を狙って無効化を図る戦略**が考えられます。この判例は侵害訴訟でしたが、数値限定の発明は無効審判でもデータ不備を突かれる弱点があるため、調査担当者は明細書の実験データの有無をチェックし、**データ欠如による進歩性否定のシナリオ**を検討するとよいでしょう³³。

以上、主要な裁判例としてインターネット関連発明の属地主義再解釈と、数値限定発明における均等論適用の動向を紹介しました。他にも**進歩性判断に関する大合議判決**（例えば令和3年のボールジョイント事件）や、**特許権侵害訴訟における差止請求の範囲**（間接侵害や組合せ発明の取扱い）など、この数年で蓄積された判例があります。重要なのは、**判例の変化が即座に実務に反映される点**です。企業は定期的に判例ウォッチを行い、自社の特許戦略・調査戦略に組み込むことが肝要です。

特許調査ツールの進化と生成AIの活用

J-PlatPatの機能拡張と高度化

2020年当時、日本で公報検索といえば独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が提供する**J-PlatPat**が定番でした。基本的な特許・実用新案、意匠、商標の公開公報検索が可能で、キーワード検索や分類検索、簡易な結果表示ができるものでした。その後数年間でJ-PlatPatは**ユーザーニーズに応じた継続的な機能改善**が行われています³⁴。

具体的な拡張点として、**2025年までの主な新機能**は以下のとおりです。

- **検索履歴を活用した検索:** 過去の検索クエリを保存し、「以前の検索結果を除外して新たな検索をする」といった絞込みが可能になりました³⁵。画面上に「検索履歴」タブが追加され、ヒット件数の推移を見たり、過去クエリを再利用して条件変更することが容易です³⁶。これにより、従来手動でやっていた**重複除外や追加キーワードによる絞込み**をシステムがサポートしてくれます。
- **検索結果の分析機能:** 特許・実用新案検索結果について、**FI分類や出願人のランキング**を自動表示する機能が強化されました³⁷。従来は主要分類の上位表示程度でしたが、サブグループまで詳細にランクインされたり、出願人別件数も統計表示されます。またヒット件数が多い場合、CSVエクスポートで**全件出力（最大3000件）**も可能となり、一括分析がしやすくなりました³⁸。これは特定技術分野の動向調査（パテントマップ作成）に有用で、Excel等でグラフ化する際の手間が減ります。
- **外国特許公報の拡充:** J-PlatPatでは以前から米国・欧州・中国等主要国の公報も簡易検索できましたが、**機械翻訳の質向上**や**対応言語の拡大**が図られています³⁹。特に2025年時点で**米国特許・欧州特許の日本語機械翻訳全文**が閲覧可能になっており、英語が苦手な実務者でも内容把握が容易です⁴⁰。2020年当時は機械翻訳の精度に難がありましたが、近年のニューラル機械翻訳(NMT)技術の発展で、かなり自然な日本語で読めるケースが増えました。
- **ユーザーインターフェース刷新:** INPITは将来的なJ-PlatPat全面刷新に向け検討を進めており⁴¹、ユーザビリティ向上のためブックマーク機能（しおり付与）や、検索結果のグラフ表示機能（パテントマップ自動生成）なども試験的に導入しています⁴²。実際、2024年の一部改善では商標検索で部分一致・完全一致の切替を追加するなど、細かなUI改善も実装されました⁴³。

実務への影響: これら機能拡張により、調査実務は効率化と高度化が進んでいます。

- **戦略的検索の容易化:** 検索履歴機能により、例えば段階的に網を広げたり狭めたりする検索戦略を視覚的に管理できます。まず広く関連技術を検索→ノイズを分析→履歴から除外条件を加えて再検索、といった試行錯誤をツールがサポートするため、特許検索競技大会などで培われた高度検索テクニックが初心者にも再現しやすくなりました。「漏れなくダブりなく」を実現する検索式構築が容易になれば、無効資料調査や網羅的先行技術調査の精度向上が期待できます。
- **大量結果の処理:** パテントマップ機能やCSV出力3000件対応により、俯瞰的分析が手早くできます。例えば新規事業分野について関連特許を調べる際、数千件ヒットしても躊躇せず一旦出し、エクセルで出願人上位や年度推移を分析することで、調査の方向性を絞り込みます。これは特許ランドスケープ分析的なアプローチで、従来は専門の有料DBや自作プログラムが必要でしたが、今やJ-PlatPatだけでも一定のことが可能です。無料ツールの高度化により、中小企業や個人発明家でもデータドリブンな知財戦略立案がしやすくなつたと言えます。
- **国際調査:** J-PlatPat上で主要国の公開特許を横断検索し日本語で読めるため、**外国特許調査のハードルが下がりました**。例えば、侵害予防の観点で国内だけでなく米欧中の特許もチェックすべきですが、以前は言語の壁や別システムの習熟がネックでした。今は一画面で各国文献を並べて読めるため、抜け・漏れの少ない調査が可能です。注意点は、機械翻訳の誤訳には引き続き注意することと、法律要件の違いからくるクレーム解釈の差異（例えば欧州では発明該当性の概念がある等）に留意することです。

生成AI（Generative AI）の特許調査への導入

2022年以降、ディープラーニングを用いた**生成AI**（文章生成AI、対話AI）が急速に発展しました。ChatGPTに代表される対話型AIは特許調査の領域にも応用が模索されており、2025年には既に実践例が出始めています。

生成AIが活用されている主な局面:

- **検索式の自動生成:** 調査対象となる技術内容を入力すると、AIが関連するキーワードや分類を提案し、検索式を自動構築してくれるツールが登場しています⁴²。実際の例では、箸が浮く技術アイデアを説明した文章から、AIが適切なFI分類やキーワードを抽出し、J-PlatPatに入力可能な検索クエリを生成しています^{43 42}。従来、人手で試行錯誤していた**予備検索**の工程をAIが1分程度でこなし、人間には不可能なスピードで関連文献を拾い出せたとの報告があります¹⁰。
- **特許文献の要約と分析:** 膨大な特許文献の内容を読むのは時間がかかりますが、生成AIに要約させることで効率化できます。例えば英語の長文明細書を日本語で要約させたり、クレームの技術的特徴を箇条書き抽出させる、といったことが可能です。さらに、関連特許のクレーム同士を比較して相違点を指摘させるなど、**AIによる迅速な比較検討**も試みられています。
- **調査プロセスの自動化:** 2025年には、Manus等のAIエージェントを使って**特許検索から結果整理（エクセル一覧化）**まで自動化する実験も公開されています⁴⁴。これが商用レベルで実現すれば、調査担当者はAIが提出したリストを吟味し考察することに専念できるようになります。

生成AI活用のメリット: 簡単な指示で広範な特許データにアクセスし、有用情報を素早く抽出できる点です。例えば新規技術の予備調査では、AIが短時間で網羅的な検索を行い概況をレポートしてくれるため、調査方針を立てやすくなります¹⁰。また、未知の技術分野でもAIが関連する周辺技術を提案してくれるので、**調査漏れの低減**につながります。

留意点と実務上の対策: 生成AIは便利な反面、新しい技術ゆえの注意点もあります。

- **機密情報の取り扱い:** ChatGPTのような公開クラウドAIサービスに未公開の発明情報を入力することは危険です⁴⁵。入力内容が学習データに利用されたり流出する恐れがあるため、企業ではガイドラインを整備し、機微情報はAIにかけないルールを徹底する必要があります。実務では公開特許公報など既に公開された情報をみをAIに処理させ、非公開の発明は別途手動で検索する、もしくはオンプレミス型の安全なAIツールを利用するといった対策が求められます⁴⁵。
- **AIのエラーとバイアス:** 生成AIはしばしば幻影（存在しないものがあたかもあるかのように出力）を起こすことがあります。特許番号や日付の間違い、架空の特許を引用してしまうケースも報告されています。したがって、AIが生成した検索結果や要約は必ず人間が検証するプロセスが必要です。具体的には、AI出力に挙がった特許を実際にJ-PlatPatで確認し、一致する公開番号か、内容に間違いがないか二重チェックします。「AIがそう言ったから大丈夫」ではなく、ファクトチェックを組み込んだ調査フローを設計することが重要です。
- **人材育成:** AI活用が進むと、「検索そのものの技能」は一部AIに代替されるかもしれません。しかし重要なのは、適切なプロンプト（指示）をAIに与える力と、AIの結果を読み解いて戦略に落とし込む力です。調査担当者は、生成AIの得意・不得意を理解し、どの工程をAIに任せどこを自分で判断するか見極める新たなスキルを習得する必要があります。例えば「この技術の背景にある課題も含めて関連特許を調べて」といったプロンプトを工夫し、広い視点の調査をAIにさせるなど、プロンプトエンジニアリングの素養が求められるでしょう⁴⁶。
- **法的リスク:** AIが公開情報から自動で特許分析レポートを作成する場合、そのレポートの著作権や誤情報による責任の所在など新しい論点も出てきます。現時点では試行段階ですが、将来的に調査業務へ本格導入する際は、AIツールの利用規約や社内ポリシーを整備し、結果の信頼性確保と責任分界を明確にする必要があるでしょう。

特許庁の取組: 日本特許庁もAI技術活用を積極的に進めています。2025年改定の特許庁AIアクションプランでは、先行技術調査へのAI導入を実証から本格導入フェーズへ移行する方針が示されています⁴⁷。具体的には、検索手法の高度化（例えば画像による類似特許検索や、クレーム文の意味解析による関連文献提案）を実務に取り入れる検討が進められています⁴⁸。また、特許分類の自動付与や中間処理文書の自動要約など、審査官の業務効率化にも生成AIを応用する計画があります⁴⁸。調査担当者にとっても、将来は特許庁提供のAI検索ツールを利用できる可能性があり、日々アップデートされる技術動向から目が離せません。

実務への影響総括と対応戦略の提言

以上のように、2020年から2026年にかけて特許を取り巻く環境は大きく変化しました。最後に、知財部門の実務家、知財弁護士・弁理士、そして初心者の方々に向けて、これらの変化を踏まえた対応戦略を提言します。

- **最新法改正・判例のフォローを継続する:** 特許法や判例の変更は調査やリスク評価の前提を変えます。本レポートで触れた権利回復要件の緩和、属地主義の再解釈、秘密特許制度などはその典型です。知財実務者は定期的に法改正情報や重要判例をウォッチし、自社の特許戦略や調査手法のアップデートを図りましょう。例えば、属地主義の解釈変更は契約面にも影響するので、法務とも共有しておくべきです。判例研究会への参加や知財ニュースレターの購読を通じ、常に最新知識をキャッチアップする姿勢が重要です。
- **社内ルール・マニュアルの更新:** 2020年当時の標準手順書やチェックリストがあれば、2026年の現状に合わせて改訂する必要があります。例えば、特許クリアランスの社内マニュアルに「システムの一部国外設置の場合の注意事項（属地主義判例を踏まえ）」を追記する、出願明細書作成ガイドに「数

値限定クレームの注意点（臨界値の記載等）」を追加するといった具体です。また、秘密特許指定の可能性がある分野の開発では、出願前の社内承認プロセスに安全保障担当者のチェックを入れる等、新たなフロー構築も検討すべきでしょう。

- **調査手法の高度化・AI活用:** 従来のキーワード+分類検索だけでなく、新機能やAIを積極的に試用しましょう。J-PlatPatの検索履歴機能や分析機能を駆使すれば、効率的に漏れとダブりを減らせます。また、生成AIも一足飛びに完璧な結果は出しませんが、予備調査やアイデア出しには非常に有用です¹⁰。まずは公開技術情報でAI検索を試し、社内でナレッジを共有すると良いでしょう。社内勉強会でAI活用事例を報告しあったり、小規模プロジェクトで導入効果を検証してみるのもお勧めです。
- **人材育成と役割分担:** 調査実務にAIが入ることで、人間に求められる役割も変わります。定型的な文献収集はAIに任せ、人は戦略的判断や交渉に注力する方向です。そこで、実務家自身のスキル転換が必要になります。若手はもちろんベテランも、AIツールの使い方やデータ分析の素養を身につけましょう。一方で、AIには判断できないビジネス視点での特許評価（この特許が自社に与える影響は？）や、交渉術、法的思考といった人間ならではの能力の研鑽も引き続き重要です。組織としては、ITに強い人材と法律に強い人材のコラボレーションを促し、多様なスキルセットを持つチームで知財戦略を立案する体制が望ましいでしょう。
- **プロアクティブな戦略策定:** 環境変化に対応するだけでなく、これらを逆にチャンスと捉えて攻めの知財戦略を立てるとも可能です。例えば、特許権回復要件の緩和を受けて休眠特許の復活を検討し事業に活かす、秘密特許制度を活用して競合に知られずに特許出願を維持しておく、AI検索で得た洞察をもとに新規技術分野の特許網を他社に先駆けて構築する等、変化を利用した動きを取れます。ただしこれらは高度な計画性が必要なため、経営層と連携しつつロードマップを描いて実行していきましょう。

最後に、初心者の方へメッセージです。特許法やAI技術の話は難しく聞こえるかもしれません。しかし本レポートで述べたように、特許庁も情報発信を工夫し、誰もが学びやすい資料を提供しています。また、生成AIのような新しいツールもうまく使えば初心者の強い味方です。基本を押さえつつ新技術も恐れず取り入れ、常にアップデートし続ける姿勢こそが、これからの中財実務では求められます。2020年当時のセオリーを土台に、2026年の最新知見を組み合わせて、ぜひ実務に役立ててください。知財の世界は日進月歩です。本レポートがそのキャッチアップの一助となれば幸いです。

1 11 12 日本 特許権等の回復要件の緩和（施行日 2023年 4月 1日）

<https://www.asamura.jp/blog/2023/01/10/japan-relaxation-of-restoration-requirements-for-patent-rights-etc/>

2 13 20 最高裁が特許権の属地主義で新判断 - 発明通信社

<https://www.hatsumei.co.jp/column/t-169/>

3 特許出願の非公開に関する制度 - 内閣府

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

4 〔日本〕日本国特許庁（JPO）、漫画でAI・IoTの審査基準を解説－世界初 | 弁理士法人 三枝国際特許事務所[大阪・東京] SAEGUSA & Partners [Osaka,Tokyo,Japan]

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/9853/>

5 6 23 24 25 〔日本〕特許請求の範囲におけるマルチマルチクレームの制限 | 青山特許事務所

<https://www.aoyamatpat.gr.jp/news/3113>

7 8 26 27 28 29 32 日本で初めて数値限定発明につき均等論第1要件の充足を認めた裁判例。ただし均等論第5要件は否定した。 | 知財実務情報Lab.[®]

<https://chizai-jj-lab.com/2025/10/14/1011-2/>

9 35 36 特許情報プラットフォームの機能改善について（2025年2月15日） | 経済産業省 特許庁
https://www.jpo.go.jp/support/j_platpat/kaizen20250215.html

10 42 43 45 46 生成AIを特許調査に活用する方法（6）検索式作成の実践 [2] 予備検索 | 知財実務情報
Lab.[®]

<https://chizai-jj-lab.com/2025/11/04/1101-3/>

14 15 16 17 18 19 ドワンゴ対FC2事件 - 国境をまたぐインターネットビジネスと特許権の効力 -
BUSINESS LAWYERS

<https://www.businesslawyers.jp/articles/1338>

21 [PDF] 令和3年 特許法等改正について

<https://www.soei.com/wp-content/uploads/>

2021/07/%E4%BB%A4%E5%92%8C3%E5%B9%B4%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95%E7%AD%89%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E

22 IoT関連技術の審査基準は？わかりやすく解説 - SK弁理士法人

<https://skiplaw.jp/blog/13705/>

30 31 2025.03.04 「日本触媒 v. カネカ」 知財高裁令和6年(ネ)10026 一 数値限定発明の技術的範囲の解釈
と均等論の適用について「権利の公示書」機能を重視ー | 「医薬系"特許的"判例」ブログ

<https://www.tokkyoteki.com/2025/03/2025-03-04-r6-ne-10026.html>

33 [PDF] 均等論再論（均等の第5要件に関する更なる検討）

<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3830>

34 41 特許情報プラットフォームの機能改善について（2025年3月23日） | 経済産業省 特許庁

https://www.jpo.go.jp/support/j_platpat/kaizen20250323.html

37 INPUT J-PlatPat刷新に向けた検討状況について（令和7年6月30日 ...

<https://ameblo.jp/123search/entry-12913723111.html>

38 [INPUT] J-PlatPat機能改善のお知らせ

https://www.inpit.go.jp/j_platpat_info/250131_release.html

39 [INPUT] 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）刷新に向けた検討 ...

https://www.inpit.go.jp/j_platpat_info/renewal_20250630.html

40 J-PlatPatの機能が改善されます（2024）

<https://www.branche-ip.jp/2024/03/05/j-platpat-13/>

44 AIエージェントのManusを使ってJ-PlatPatで特許検索をしてみると その2 | 野崎篤志@イーパテント
知財情報コンサルティング[®]

<https://note.com/anozaki/n/n2f7150db8e39>

47 48 特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランの令和7年度改定版について |
経済産業省 特許庁

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2025.html